

# むかわ町再生可能エネルギー発電事業と自然環境等との調和に関する条例（案）の概要

## 1 条例制定の目的と背景

- 目的：むかわ町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境（自然環境等）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ります。
- 背景：各地で再生可能エネルギー発電設備の設置に伴うトラブルや自然環境への影響が懸念されるなか、本町においても、地域との共生と持続可能な地域社会の形成に寄与するため、設備の設置及び管理に関する必要な事項を定めます。

## 2 適用対象（第4条）

- 出力：発電出力の合計が10kW以上の事業を対象とします。
- 例外：建築物の屋根や屋上に設置されるものは除外します。
- 増設：既存設備を増設して、10kW以上となる場合も対象とします。

## 3 区域の指定と制限（第9条から第11条）

事業区域をその特性に応じて3つの区分に整理し、設置の可否を判断します。

区分	概要	主な該当エリア
禁止区域	原則として設置を禁止する区域	砂防指定地、保安林、地すべり防止区域、農用地区域、土砂災害特別警戒区域、鳥獣保護区など
抑制区域	事前に町長の許可（設置許可）を必要とする区域	自然環境や景観の保全が必要な区域、災害の発生が危惧される区域など（規則に規定）
その他の区域	工事着手の60日前までに届出を必要とする区域	禁止区域及び抑制区域以外の町内区域

#### 4 事業者の主な責務と手続き

適正な事業運営を確保するため、次のプロセスを義務付けます。

- ①事前協議（第13条）：許可申請または届出の前に、事業計画について町長と協議を行うものとします。
- ②周辺関係者への説明（第14条）：住民説明会等の方法により、事業計画の説明と意見申出があった場合の誠意ある協議を行います。
- ③適正な維持管理（第23条・第24条）：事業区域内の安全な状態の維持、及びフェンス設置等の侵入防止措置を実施します。
- ④廃止時の届出（第22条）：設備廃止の30日前までの届出、及び解体、撤去、廃棄等必要な措置の実施と完了後の報告を行います。

#### 5 実効性の担保（第28条～第32条）

条例の実効性を高めるため、段階的な法的措置を設定します。

- 指導・助言・勧告：規定に違反した場合や維持管理が不十分な場合。
- 是正命令：勧告に従わない場合、期限を定めて措置を命じる。
- 公表：命令に従わない事業者の氏名、内容を公表する。
- 罰則（過料）：正当な理由なく命令に従わない場合、5万円以下の過料を科す。

#### 6 施行期日（附則）

- 令和8年8月1日（予定）
- 既存設備についても、維持管理や廃止、地位継承に関する規定は適用される。（経過措置）